

# 高津川の魅力あふれる川づくり懇談会 情報公開について

## 1. 会議の公開

懇談会の会議は、原則として公開とする。

ただし、個人情報等を一時的に取り扱う場合等、委員が必要と認める場合には、非公開とすることができる。

なお、傍聴にあたっては別途定める傍聴要領に従うものとする。

## 2. 会議に提出した資料等の公開

会議に提出した資料及び議事要旨について公開する。ただし、個人情報等で公開することが適切でないと事務局が判断する資料等については、公開しないものとする。

公開の方法は、原則として閲覧及びホームページ公開とする。

閲覧場所	国土交通省	浜田河川国道事務所
ホームページ	国土交通省	浜田河川国道事務所ホームページ

### 公開の時期

会議に提出した資料及び議事要旨の公開は、会議終了後速やかに行う。

### 公開に係る事務

公開に係る事務については、事務局が行う。